

# 本籍地が八尾市以外の戸籍証明交付請求書(広域交付)

(あて先) 八尾市長 令和 年 月 日

受付場所	
------	--

※戸籍の検索、続柄確認にお時間をいただく場合があります。  
※一部の戸籍については即日で交付できない、または、本籍地の都合により発行できない場合があります。  
※請求する戸籍の本籍・筆頭者の記載がある戸籍や住民票等をお持ちの場合は、受付窓口にてご提示ください。  
※その他の注意事項については裏面をご確認の上、ご請求ください。

窓口に来られたあなた(請求者)の 太枠内の項目は必ず記入してください。

住所	日中の連絡先 ( ) -	
フリガナ	証明する人との続柄	確認
氏名	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 直系親族 ( )	
生年月日	大・昭・平・西暦 年 月 日	本籍地 筆頭者

※続柄確認のため、本籍地等の聞き取りを行う場合があります。

## 証明する人(対象者)の

本籍地	※本籍地、筆頭者、証明する人の氏名と生年月日 が不明の場合は請求できません。	
筆頭者	証明する人の氏名 (フリガナ) <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外	
本籍地が現在の市区町村名と異なる場合	現在の市区町村名 都道府県 市区町村	証明する人の生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日

請求書類	全部事項証明(謄本)	必要な戸籍の範囲
<input type="checkbox"/> 戸籍 450円	通	<input type="checkbox"/> ( )の現在の戸籍
<input type="checkbox"/> 除籍(全員が削除された戸籍) 750円	通	<input type="checkbox"/> ( )の出生から死亡(または現在)まで
<input type="checkbox"/> 改製原戸籍(昭・平) 750円	通	<input type="checkbox"/> ( )の( )から( )まで
<input type="checkbox"/> 戸籍電子証明書提供用識別符号		<input type="checkbox"/> ( )の亡くなった日が記載されている戸籍
<input type="checkbox"/> 戸籍 (400円) 通		<input type="checkbox"/> ( )と( )との関係がわかる戸籍
<input type="checkbox"/> 除籍(全員が削除された戸籍) (700円) 通		<input type="checkbox"/> その他
<input type="checkbox"/> 改製原戸籍(昭・平) (700円) 通		
※最近1ヶ月以内に戸籍の届出をされている場合は下記に記入してください。		
届出の有無	届出日 年 月 日	
	届 届出地	

※戸籍電子証明書提供用識別符号は、同内容の戸籍(除籍)証明書と同時に申請される場合手数料は無料となります。なお、運用の開始は令和6年度末の予定です。

## 【事務処理欄】

以下の本人確認書類を本人が提示すること等により、本人確認しました。

- マイナンバーカード  運転免許証  運転経歴証明書(平成24年4月1日以後に交付されたもの)  
 身体障害者手帳  パスポート(日本国)  療育手帳  在留カード等  
 官公署発行の写真入り証明書( )

受付	発行	認証	交付	交付日
備考				

## 日報用集計表(除籍用)

証明書の種別	件数	
	有料(無料)	
戸籍証明書	除籍1	( )通
	除籍2	( )通
電子証明書提供用識別符号	除籍1	( )通
	除籍2	( )通

除籍1…横書きの除籍証明書  
除籍2…縦書きの除籍証明書  
と改製原戸籍証明書

## 請求に当たっての注意事項

### 1. 請求者について

広域交付による戸籍証明書等の請求ができるのは、請求者本人に限られます。  
窓口に来られた方が請求者本人ではない場合には、広域交付による戸籍証明書等の交付はできませんので、必ず請求者本人が窓口にお越しください。  
(代理人の方は請求できません。)  
請求者本人が窓口に来ることができない場合には、本籍地の市区町村に請求してください。

### 2. 本人確認資料について

請求者について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。  
広域交付の請求の場合、写真付き公的身分証明書に限られます。

### 3. 必要な戸籍の範囲について

必要な戸籍の範囲について記載してください。  
記載いただいた範囲の戸籍を市区町村において検索します。

### 4. 対象者

請求対象の戸籍等を特定するために使用しますので、対象者の戸籍について筆頭者の氏名及び本籍を記載してください。  
記載いただいた内容によって戸籍が特定できない場合、証明書の交付ができない場合がありますので、ご注意ください。

### 5. 広域交付で交付できる戸籍証明書等の範囲について

広域交付により交付できる戸籍証明書等は、電算化された戸籍又は除籍に限られます。  
請求対象の戸籍が、本籍地の市区町村において電算化されていない場合には広域交付により戸籍証明書等の交付はできませんので、本籍地の市区町村に請求してください。

### 6. 戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号について

行政機関が使用することで、戸籍電子証明書又は除籍電子証明書の取得が可能となる符号(16けたの数字)を発行します。  
行政機関に戸籍証明書等を提出する必要がある場合に、行政機関に対し、符号を提示することで戸籍証明書等の提出が不要となる場合があります。  
符号を提示することにより、戸籍証明書等の提出が不要となるかは手続ごとに異なりますので詳しくは手続先にお問合せください。

### 7. 罰則

偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰(30万円以下の罰金)が科されます。

※ ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。